

## 職員の処分について

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準（平成12年4月1日施行）により、お知らせします。

### 記

- 1 発生年月日  
令和6年11月26日
- 2 所属の所在地区  
大崎・栗原地区
- 3 所属の種別  
高等学校
- 4 年齢  
60歳
- 5 管理職、一般職の別  
一般職
- 6 教育職員と教育職員以外の別  
教育職員
- 7 事件・事故の概要  
当該職員は、令和6年11月26日、同僚の女性職員と自家用車で昼食を取るために県外に外出した際、昼食後に観光のために立ち寄った駐車場において、自家用車内で当該同僚職員の肩に手で触れながらキスをしようとするなどし、精神的苦痛を与えた。
- 8 処分内容  
懲戒処分として「停職3月」
- 9 処分年月日  
令和7年2月7日
- 10 管理監督責任  
管理職1人 文書厳重注意